様式第11号（第11条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

産山村長　　　　　　　　　　印

代　執　行　令　書

　年　月　日付け第　　　号によりあなたの所有する下記の特定空家等を　　年　月　日までに　　　するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第９項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行ないますので、行政代執行法第３条第２項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第５条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件その他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

１　対象となる空家等

所在地：　熊本県阿蘇郡産山村大字　　　　　　　番地

規　模：　建築面積　　約　　　㎡

　　　　　延べ床面積　約　　　㎡

附属する門、塀等を含みます

２　代執行の時期

　年　月　日　から　　　　年　月　日

３　執行責任者

４　代執行に要する費用の概算見積書

５　教示

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、産山村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６ヶ月以内（上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内）に、産山村を被告として（訴訟において産山村を代表する者は産山村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。